

松くい虫被害木調査委託特記仕様書

(調査開始時期について)

- ・松くい虫被害木調査の開始時期は、監督職員と協議のうえ決定することとする。

(境界について)

- ・官民界や小班界等に誤りが生じないように、十分踏査を行ったうえで調査すること。なお、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

(成果品の提出について)

- ・松くい虫被害木調査委託の収穫調査復命書作成は不要とし、成果品は立木調査野帳のみとする。立木調査野帳は林小班毎に整理し提出するものとする。
- ・立木調査野帳は、整理でき次第随時提出すること。